

成年後見制度利用促進基本計画(88 ページ) 振り返り

1. 計画の概要

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村計画です。判断能力が低下している方でも、住み慣れた地域で支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的としています。

2. 主な取り組みと成果

(1) 権利擁護支援の充実

①弁護士、社会福祉士、金融機関、民生委員、町内会自治会、町田市関係課等15名の委員で組織する「成年後見制度利用促進協議会」を2021年度に設置し、毎年2回の頻度で開催しました。委員が感じている地域課題の共有や意見交換を行い、特に制度の周知において地域連携を図ることができています。

②支援の方向性や、制度の必要性、適切な後見人候補者等を専門的な見地から検討する「権利擁護支援検討委員会」を、毎月1回の頻度で開催しました。専門家の視点も含めて検討し、本人にふさわしい権利擁護支援を推進できています。

(2) 市民後見人の育成

①2023年度から2カ年にわたり第6期町田市市民後見人育成研修を実施し、23名が修了しました。2025年度から第7期の研修を実施しています。

②2025年3月末時点で町田市市民後見人登録者数 56 人、受任件数 26 件、累計受任件数 81 件となっており、多摩 26 市で最多です。

③地域に市民後見人等の様々な後見人候補者がいることで、制度を必要とする方の適切かつ迅速な利用につながっています。

3. 成年後見制度利用促進基本計画の課題

(1)成年後見制度を利用しやすくするための民法改正が予定されており、制度利用者のさらなる増加に加え、後見人交代や制度利用の終了・再開についての新たな相談への対応の必要性が見込まれます。

(2)成年後見制度の利用ニーズが高まる中、地域に様々な後見人候補者がいることが、成年後見制度の適切かつ迅速な利用につながることを踏まえ、引き続き市民後見人を育成するとともに、長期の制度利用が見込まれる場合等にニーズのある法人後見について、受任に向けた支援を行う必要があります。